

食品衛生トピックス 《2012/09/25》

- 安全性未審査遺伝子組換え微生物を利用した添加物について

平成24年4月に安全性未審査の遺伝子組換え微生物を利用した添加物として公表された協和発酵バイオ㈱の「L-フェニルアラニン」について、内閣府食品安全委員会よりその安全性が確認されたことから、食品の輸入、販売等の自粛が解除されました。

1. 経緯

- 「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条に定める安全性審査を経ていなかったことが判明した遺伝子組換え微生物を利用した添加物(「L-フェニルアラニン」)について、平成24年5月8日に食品安全委員会に食品健康影響評価の諮問を行いました。本日、安全性が確認されました。

2. 今後の対応等

- 平成24年4月17日に「L-フェニルアラニン」を輸入した協和発酵バイオ株式会社に対し、輸入、販売等を自粛するよう指示していました。また、「L-フェニルアラニン」を使用して製造された食品の販売、流通の自粛等については、食品安全委員会の評価結果を踏まえて判断することとしていました。
- 今回食品安全委員会において安全性が確認されたことから、厚生労働省として、「L-フェニルアラニン」と「L-フェニルアラニン」を使用して製造された食品の輸入、販売等の自粛の要請を解除しました。